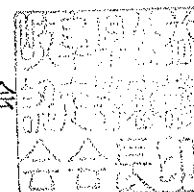


公益審法第169号
平成24年3月19日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県公益認定等審議会
会長 山田 貞夫



答申書

平成24年2月14日付け医整第1388号をもって岐阜県公益認定等審議会に諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙記載の法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第100条に規定する認定の基準に適合すると認めるのが相当である。

1. 法人コード：A012803
2. 法人の名称：社団法人岐阜県放射線技師会
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人岐阜県放射線技師会
4. 代表者の氏名：畑佐 和昭
5. 主たる事務所の所在場所
岐阜市藪田南三丁目5番23-503号
6. 公益目的事業
放射線に関する知識の普及啓発、調査研究並びに診療放射線技師の職業倫理
高揚に資する事業
7. 収益事業等
該当なし
8. 旧主務官庁の名称：岐阜県知事